

第417回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和4年12月6日（火）午後1時30分～同4時20分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 議 事

第1号議案

雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

第2号議案

かれい刺し網漁業の公示について（諮問）

第3号議案

令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

第4号議案

火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について

第5号議案

海区漁場計画（案）について（協議）

3 報告事項

- (1) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について
- (2) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
- (3) 第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について
- (4) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (5) その他

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

委員 鈴木 重作、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、佐藤 栄一、
矢口 明子

山形県漁業協同組合総務部指導課

課長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査
山形海区漁業調整委員会事務局

佐藤 由夏
大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第417回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 12月に入って、何となく冬らしい空模様になってまいりました。これからますます荒天が増えると思いますので、漁業者の皆さん出航には十分ご注意いただきたいと思います。実は私、86若潮の本間船長とは同級生でして、まあ子供も同級生だったこともあってずっとお付き合いしているのですが、いつも漁の終わりに私のところにイカを持ってきてくださるのですが、去年は12月の中旬に届いてしまって、なんか漁の切り上げが早いなと思っていたら、実は一昨日届いてしまって、またまた漁の切り上げが早いのかなと、なんで、中型イカもやはり大分苦戦しているのかなとあの若潮ですら苦戦しているのかなと、その深刻さが伝わってくるような状況です。本日はいつもと違って議事の進行を変えさせていただきたいと思います。報告事項を後回しにして、議事の方から先にやりたいと。これは万が一の時間切れを危惧しての措置であります。今日も結構報告事項、議事盛りたくさんのですけれども、効率よい議事を進めていきたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくお願いします。

会長 議事録署名委員には、鈴木委員と本間委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 はい。

会長 では、お二人、よろしくお願いします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(委員に配布した資料が揃っているか確認した。)

それでは会長、議事の進行をお願いいたします。

議事

第1号議案 雜魚刺し網漁業の公示について (諮問)

議長 はい、それでは次第に従いまして進行させていただきたいと思います。まず、先ほどお話ししましたように議事の方から進めさせていただきたいと思います。第1号議案、雑魚刺し網漁業の公示について、これにつきましては、県の方から説明をお願いいたします。

す。

加賀山課長 それでは、諮問案件になりますので、諮問文の方から読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる) 詳しくは佐藤の方から御説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、引き続きお願いします。

佐藤主査 はい、それでは諮問について説明させていただきます。昨年度に新設した雑魚刺し網漁業につきましては、毎年隻数等の公示内容につきまして海区委員会に諮問を行う知事許可漁業ということになっております。資料の表の中の制限措置といわれる内容につきましては、操業区域についてのみ、数値の根拠の海図を海するからの数値をもとに精査したため数値を若干改正しておりますが、その他の内容は前年同様となっております。隻数も11隻ということで人の動きはあるようですが、希望隻数としては前年同様の隻数となっております。

その下の(2)申請すべき期間は、12月13日から1月13日までの1ヶ月としております。

(3)備考にある、ア 許可の有効期間については、他の刺し網は通常3年ですが、毎年海岸管理者との調整等があることからこちらの漁業許可の方は1年間としております。これも昨年とは変わりありません。

イ 条件につきましては、諮問外ではありますが、現在の許可内容と変更はございません。

裏面の方にいきまして、ウ 許可の基準という優先順位については、昨年度の許可新設時は、誰も知事許可の実績が無いため、試験操業許可の実績を有する者を優先することとしておりましたが、今年度は申請時点において、この漁業の知事許可の実績がある者を優先順位として規定しています。

公示は、近日中に行う予定としています。諮問内容としては以上となります。よろしくお願いします。

議長 はい、ただ今の説明につきまして、みなさんの方から御質問、御意見等ありませんでしょうか。なお、許可条件につきましては、皆さんへの最初の配布資料と違った内容になっていますけれど、これは私がこのように書いた方がわかりやすいのではないかというような提案をさせていただきまして、それに対応してもらったものであります。ということで、皆さんこれに対して質問、御意見等ありますか。

一同 ありません。

議長 ちなみに、打ち合わせをしているときに広辞苑では「ざつぎょ」という言葉はなく、「ざこ」としか読まないと提案したのですけれど、そのことには触れないでくれと言われましたので、そこは突っ込まないようにしたいと思います。ただ、水産動植物の種類というところに雑魚と書いてあるわけですけれども、まるでこれでタイやヒラメが入ったら混獲になるのかなという気もしないでもないんですけど、ちなみにこれは実際には主にどういった魚種を想定しているのですか。お分かりの方いらっしゃいますか。

伊原委員 私の住んでいるすぐ前だから、カレイ網、底刺し網が主なんですよ。ただ、日向

川のすぐ南側なものですから、たい・こだい網はまた別なのだけれども、今会長から質問があつたことに関しては、底刺し網が主だと、ヒラメ、カレイ、シタビラメ類。

議長 わかりました。どちらかというと、雑魚というよりはオールマイティといった方が近いような気がしますけどね、実態はね。

伊原委員 ただ、底刺し網なものですから、何でも引っかかってくるというのは間違いない。そういう意味では雑ということも的外れではない。

議長 ある人の有名な言葉に、魚は自分を雑魚だとは思っていないという言葉がありましたけどね。はい、ではこれについては皆さん御質問、御意見ございませんね。

一同 異議なし。

議長 はい、ではこの内容で公示して特に問題ないということで答申したいと思います。

第2号議案 かれい刺し網漁業の公示について（諮問）

議長 次は第2号議案、かれい刺し網漁業の公示についてということで、これも県の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 はい、資料2を御覧ください。諮問案件になりますので、諮問文の方から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは佐藤の方から御説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、引き続きお願いします。

佐藤主査 はい、かれい刺し網漁業許可につきましては、令和4年2月から令和7年2月末までとして現在3年の許可を出していますが、許可期間中に1件新規の許可希望の方がおりましたので、このたび1件の申請ということでの公示の内容につき諮問させていただくものです。

資料を御覧ください。表の中の制限措置につきましては、期中の新規のため現在の許可内容と変更になる部分はございません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は希望隻数の1隻としております。申請すべき期間は、令和4年12月13日から1ヶ月間としています。（3）備考の有効期間につきましては、この漁業許可を受けているほかの方に合わせ満了日は令和7年2月末日までしております。ほか、条件についてもすでに許可を受けている内容と全く同じになります。

簡単ですが、説明としては、以上です。よろしくお願ひします。

議長 はい、内容的には従来どおりということで、期間中の新規参入ということですね。今 の説明につきまして、みなさんの方から御質問、御意見等ありましたらお願ひします。

伊原委員 参考まで、どこの地区からの希望ですか。

佐藤主査 酒田。

議長 他にありますか。ありませんか。では、この公示内容で妥当であるということで回答することにさせていただきたいと思います。

第3号議案 令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

議長 続きまして、第3号議案 令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量についてということでこれも諮問案件になりますので、県より説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料3の方を御覧下さい。諮問案件になりますので、同様に諮問文の方から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から御説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、引き続きお願ひします。

大川主査 はい、では諮問文をめくっていただきまして、漁業法第16条第1項の規定に基づいて、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における数量を定める公表案をお示ししております。最初の方の柱書は例年どおりの内容で、年だけ令和4管理年度から令和5管理年度に変わっております。山形県知事の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきます。まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。第1として、「まあじ」につきましては、1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、こちらは、国が山形県に定めた数量になりますが、現行水準と定められております。2としまして知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県で「まあじ」をとる漁業を総じて「山形県まあじ漁業」として定めておりますので、知事管理区分としましては山形県まあじ漁業、その配分数量としまして現行水準として定めることとしたいと考えております。

第2として、まいわし対馬暖流系群につきましては、1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、こちらも国の方から現行水準と定められております。2といたしまして知事管理区分に配分する数量でございますが、知事管理区分としまして山形県まいわし漁業、配分数量といたしまして現行水準として配分数量を定めるものです。

以上、国から県に定められた数量と、それを知事管理区分に配分する数量について、県知事が定めるものとなっておりますので、このような形で定めたいと考えております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、みなさんの方から御質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。とりたててとり上げるほどの漁獲量がないので、このような扱いになっているということのようなのですけれども、特にございませんか。

一同 はい。

議長 はい、ではこの内容の公表につきまして、妥当であるということで諮問に対する回答をしていきたいと思います。

第4号議案 火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動について

議長 次に第4号議案です。火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動についてといふことで、これにつきましては、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 はい、火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示について、お諮りするものでございます。

こちらの委員会指示は元々の前身が昭和48年発動の委員会指示でございます。当時、5トン未満の着火船の新しい漁業として火光利用によるぶり一本釣漁業というものを京都の方から導入し好成績であったため、操業船が続出しました。この漁業に業界でも何らかの規制が必要とのことで委員会指示の要請があり、ぶり・たい一本釣り漁業について10キロワットの光力規制を設けるものとして、委員会指示の発動に至ったものです。その後、しばらく無期限の指示となっていましたが、時の経過とともに内容の一部に現状とそぐわないところも出てきたため、平成26年から見直しを検討し、平成27年度の委員会で今的内容に改めることに決定し、以後一年ごとの発動しております。

元々ルールの無かった一本釣漁業の火光利用について、一定の制限を設けて漁業秩序を守るというのがこの委員会指示の趣旨となっているところでございますが、現行の指示は今月末で有効期限が切れるため、次の委員会指示を発出する必要があり、今回お諮りするものです。

なお、昨年度、山形県小型いか釣漁業協議会からケンサキイカ操業に関する県の許可制度や委員会指示に対するご意見・ご要望があり、今年度ケンサキイカの量があれば試験研究から取り組むこととして水産研究所の担当者とも相談しておりましたが、あいにく今年度についてはケンサキイカはあまり漁獲がない状況でした。最近のケンサキイカの本県の漁獲量は2019年約1.5トン、2020年5トン、2021年9.4トンと増えていましたが、今年度は11月末の段階で、1トンほどとなっております。来年度からは県の温暖化関係予算で水産研究所の方でケンサキイカにかかる試験研究に取り組んでもらえる予定となっております。

以上、委員会指示の発動について御審議いただきたく、お願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。今の事務局からの説明に対して、皆さんから御意見、御質問はありますか、これも内容的には昨年度と変わってはおりませんけれども。ちなみに、この指示内容どうのこうのではなくてですね、実態をお分かりの方に伺いたいのですけれども、これは、発光ダイオード、LEDがだんだん広まっていくのではないかという想定の下でこういった規定をつけたのですけれども、実際、漁業者の方で、従来のメタハラなんかをこの発光ダイオードLEDに切り替えた方というのはある程度いるのでしょうか。もし実態がお分かりの方いらっしゃいましたら。あんまりLEDに替わっていないのではないかと私は岸壁を見ると思うのですけれども、伊原委員などは実態わかりますか。

伊原委員 今あまりやる人がいないものだから、設備投資をやる人があまりいないのではないかかなと思っています。どう違ってきたかやLEDをやる人がいるかはもう火光釣りをやる人が激減というか、いなくなっているものだから、なかなかその辺は把握していません。

議長 あと、足元照らすデッキライト、これはLEDが結構普及しているとは聞いたのですが、その辺はどうですか。

伊原委員 たぶんこここの漁船の人たちや私もそうですが、白熱球から替えていきます。

議長 やっぱりね。球切れないし、省エネ電力になるしね。わかりました。では、これについては、この内容で委員会指示を発出するということで特に皆さん御異議ありませんね。

一同 はい。

議長 はい、ではそのようにしたいと思います。

第5号議案 海区漁場計画（案）について（協議）

議長 では、次に第5号議案、海区漁場計画（案）についてということで、これも事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、前回の第416回委員会で海区漁場計画（案）について県より諮問があり、それを受けて資料5の1ページ目にお示しましたとおり、予定どおりの日時、出席委員で公聴会を開催し、あらかじめ意見の概要を提出いただいた利害関係人の方から当日公述人として御意見をいただきました。詳しい公聴会の内容につきましては、委員会資料とは別に公聴結果ということで委員の皆様には詳しい内容をお配りしておりますが、公述人の主な御意見を2ページ目の方にまとめて記載しておりますので、2ページ目をご覧ください。まず海共第1号、飛島の方ですけれども、計画には異議はありません、海況が変わってきているので、それに対応できるようお願いしたいというご意見がありました。

続きまして、海共第2号、飛島を除く酒田市と遊佐町の関係地区と漁業権漁場でございますが、第2号につきましては、さけ刺し網漁業を新設することになり、たい・こだい刺し網漁業が必要なのか、不要ではないのかという話があつたが、無くすと復活するのが大変だし、たい・こだい刺し網漁業は残した方がよいという御意見、新設されるさけ刺し網は9月から12月を漁業時期とした漁場計画案が示されているけれども、たい・こだい刺し網とさけ刺し網の漁業時期が重なることになる。操業実態として同じ網を使用しているので、混乱が生じないか心配といった御意見、はたはた小型定置漁業については、現状の漁業時期でよいといった意見が遊佐の漁業者の方からありました。

そして、酒田の漁業者の方からは、10年後でないと海区漁場計画を変更できないようでは、海況変化に対応できなくなる、状況を見ながら試験的に1月も刺し網ができる方法を検討願いたいといった御意見、海面内水面の境界線については賛成するとの御意見、たい・こだい刺し網漁業とさけ刺し網漁業と、いそ刺し網漁業の3つの刺し網漁業の整合性を整理してもらいたいとの御意見、かれい・したびらめさし網漁業について、温暖化によって漁期が大幅にずれているため、1月もヒラメを獲れるようにしてほしい、1月はカレイを獲らなくても良いので、カレイをできるだけ獲れないように、大きいヒラメがかかるようにとの意味合い思いますが、少し大きい4寸5分ですとか5寸目など大きく網の目合を制限しても良いので、1月にヒラメを獲れるようにしてほしいというご意見だったと思います。そして、酒田北港の宮海沿岸海域、こちらは現在漁業権消滅区域となっているのですが、漁業権復活をお願いしたいとの御意見がありました。獲れる魚がなくて、サケの刺し網に向かう船が増えているということで、させる漁場が無くなっているということで、当該海域については、現在知事許可をもって雑

魚刺し網が操業可能となっておりますが、その許可がなくても漁業権として刺せるような形にもらいたい、とのご意見がございました。

以上、海共第2号につきましては、賛成の御意見がいくつかあったほか、大きくいって3つの賛成以外の御意見、さけ刺し網関連の整理関係、かれい・したびらめ刺し網の1月の漁業時期の関係、酒田北港の宮海沿岸海域の漁業権復活、知事許可としてではなく漁業権漁業として宮海沿岸海域で刺し網をさせてほしいとの趣旨の御意見、主にこの3つの御意見があったと思います。

このうち、さけ刺し網の関係については、伊原委員からこの海区漁場計画の下に、漁業権者たる漁協で定める行使規則があり、今はこの行使規則に基づいてたい・こだい刺し網に制限がかかっている。これは理事会で制限をかけることになっているといった現行の制度に関する御説明もしていただいたところです。刺し網の1月操業については、県から参考資料の提出がありましたので、後ほど御説明いただきます。

続きまして海共第3号ですが、共同漁業のさけ・ぶり小型定置漁業について、当事者のさけ・ぶり小型定置漁業を営んでいる漁業者からのご意見になりますけども、このさけ・ぶり小型定置漁業の漁業時期について、現行では3月1日から翌年1月20日までということで、海区漁場計画（案）も同様の内容となっておりますが、この漁業時期について、2つ要望ということで意見が出されております。1つは漁業時期の周年を希望、これは海況が変わってきたるので、周年だとその海況の変化にも柔軟に対応できるといったご意見でした。2つ目が漁業時期の終期を1月20日から1月31日までの延長を要望、これについてはしけによって漁具の撤去が遅れる場合がある、無理に漁具撤去の作業を行うということは事故につながる恐れがあるため、1月いっぱいまで延ばしてもらって余裕がある状態で漁具の撤去にあたりたいといった趣旨のお話だったと思います。こちらの要望は、ご本人から2本の要望ということで出されております。

公聴会では、漁具の撤去にどのくらい日数を要するのかなど実情について委員の方から質問があり、要望を出した方の会社では6ヶ統を2隻の船で携わっていて、自分の船の方では、1ヶ統あたり、少なくとも設置に3日、撤去に4日を要する。1ヶ統あたり4日かけての撤去となるので、3ヶ統の撤去には最低12日かかる、波高は2メートルくらいまでであれば作業は可能ではあるが、30~40年前には死亡事故も起きた危険を伴う作業なので気を付けて作業をしているとの御説明がありました。

また、同席したほかの公述人からは、自分は漁期の1月31日までの延長には賛成だが、もし周年という話になると、改めて地区の関係者を集めて意見交換や検討がしたいという御意見もありました。このさけ・ぶり小型定置漁業にかかる漁期の要望については、公聴会の前に地区の御意見などをとりまとめた参考資料が県から提出されておりますので、のちほど御説明いただきます。

続きまして海定第1号、県内唯一の定置漁業権ですけれども、こちらについては特段ご意見はどなたからもございませんでした。

最後に海共第4号、こちらは旧温海町地区になりますけれども、こちらでは、たい・こだい刺し網漁業がさけ刺し網漁業に変わったということはいいことだと思う、との意見があり、さけ刺し網漁業の新設については賛成といった趣旨だと思います。

以上、漁業権漁場のそれぞれの関係地区における海区漁場計画（案）に対するご意見についての説明でございました。続けて、先ほど申し上げた関係する参考資料につきまして、県の方から御説明をお願いしたいと思います。

渡邊主査 県農林水産部水産振興課の渡邊です。海区漁場計画（案）について協議していました
だくにあたり、参考1から6の資料を提供させていただきました。参考資料の説明の前に、
海区漁場計画について再度御説明いたします。以前お配りした海区漁場計画（案）
についての資料を御覧ください。

まず、免許の期間ですが、海面の共同漁業権の免許期間は10年間となっており、次期
の免許は令和5年9月1日から令和15年8月31日までとなります。定置漁業権の免許
期間は5年間となっており、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとなります。

海区漁場計画の作成について、知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに
海区漁場計画を定めるものとされております。「5年ごと」に定めることとされているの
は、漁場の環境、漁場の利用状況、海況等の変化を踏まえて、一定の期間ごとに海区漁
場計画を見直し、現状に適する海区漁場計画を策定することが重要であるためです。こ
のため、漁業権の存続期間が10年間である漁業権についても、5年ごとに、利害関係者
の意見を聴き、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、海区漁場計画を定める必要が
あります。ですので、共同漁業権の免許の存続期間は10年ですが、5年後に漁業権の内
容を見直すこととなります。

海区漁場計画作成のスケジュールですが、10月に委員会へ諮問をさせていただきまし
て、11月に公聴会が開催され、このたびの委員会で海区漁場計画（案）について協議い
ただきます。協議の結果、2月の委員会で答申いただき、3月に漁場計画の作成・公示
と考えております。

次に、参考資料について説明いたします。本日の委員会資料の参考1を御覧ください。
海共第2号の公聴会において、刺し網漁業の漁業時期の拡大について意見があつた
ことから、かれい・したびらめ刺し網漁業を1月に操業した場合の資源的影響につ
いて、県水産研究所あてに照会し、回答があつたものです。1のマガレイの資源状況につ
いては、日本海北部海域では厳しい状況にあり、山形県海域でも漁獲量の減少が続いて
いるとのことです。2のマガレイの産卵期については、産卵期（浅場移動）の早期化は
認めがたいとのことです。次のページにうつりまして、他のカレイ類の産卵期は、マコ
ガレイとイシガレイの産卵期はマガレイよりも早く、ヤナギムシガレイはマガレイと同
時期と思われる。そして、4. 漁業時期を拡大し1月を追加した際の資源的影響につ
いてですが、「マガレイへの資源的影響については、刺し網の漁場である浅場に移動する
産卵期から外れており、現時点では産卵期が早期化している可能性も低いため大きな影響
はないものと考える。しかし、産卵期の早いマコガレイやイシガレイへの影響は避けられ
ないだろう。」との回答です。また、「1月のヒラメ狙いの刺し網漁業については、早
期産卵のカレイ類の混獲が軽減できる目合い拡大が実際にできるのならば合理的と考え
る。」とのことです。なお、「この先10年、カレイ類の季節的移動がどう変わるかの予測
は難しく」とありますが、先ほど御説明しましたとおり、海区漁場計画は5年ごとに作
成することを申し添えます。

続けて、参考2から6の資料について御説明いたします。海共第3号で、さけ・ぶり小
型定置漁業の漁業時期延長の要望がありました。参考2は、要望についての経過をまとめ
たものです。令和4年3月15日の漁業者意見交換会において、小型定置網の漁業者から、
漁業時期を周年とする要望がありました。周年であれば漁具の撤去が不要である、との理
由でした。県では、冬も網を入れておくことは危険であること、前回免許時に周年は反対
の意見があつたことから、海区漁場計画（素案）は現行どおりと整理しました。

令和4年8月23日から9月20日にかけて、海区漁場計画（素案）について、意見募集
を行いました。これにつきましては意見の提出はありませんでした。令和4年9月29日

に要望者から県に改めて漁業時期延長の意見がありました。すみません、資料の修正があります。3つ目の白い四角のところで、資料で「漁場時期延長」となっていますが、正しくは「漁業時期延長」ということで修正をお願いいたします。申し訳ありません。周年の要望については、冬は漁具を入れたままにしておくことは危険であると考え、県では現行どおりの漁業時期で海区漁場計画（素案）を作成した旨、説明したところ、要望者から改めて要望の理由について説明がありました。①周年希望：海況が変わってきており、周年だと海況の変化にも柔軟に対応できるため、②終期の延長：しけにより漁具の撤去が遅れる場合がある。無理な漁具撤去は事故につながる恐れがあるため1月20日から1月31日に延長希望、とのことでした。

県では、意見募集の結果を踏まえて、現行どおりの漁業時期で海区漁場計画（案）の作成をしておりましたので、10月4日の委員会で、諮問をさせていただいたところです。

小型定置漁業の漁業時期の延長については、他種漁業者の意見も聞く必要があると考え、10月18日に他種漁業者に集まってもらい意見交換会を行いました。そのときの参加者からは、周年は反対、1月31日までの延長は許容できるとの意見がありましたが、参加者は地区代表を中心であったため、関係漁業者の個々の意見聴き取りをすることになりました。

関係漁業者からの個別聴き取りについては、10月下旬から11月上旬にかけて、参考3の資料により、県漁協の支所等を通して行いました。要望者にも確認のうえ、聴き取り結果をまとめたものが、参考4の資料です。まず、1月31日まで延長することについて、23名から回答があり、異議なし18名、反対が3名、どちらともいえないが2名でした。次のページを見ていただいて、周年に延長することについては、23名のうち異議なし9名、反対が12名、どちらともいえないが2名でした。参考5が聴き取りの内容を漁業種類順に並べたもので、参考6が地区順に並べたものです。参考5、6の資料は個人が特定される恐れがあることから、委員及び委員会出席者限りの資料とさせていただきます。

参考資料の説明は以上になります。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。ポイントを整理して議論していった方がいいのではないかと思うのですが、参考資料で拾い上げていないところもあるのですけれども、全部の問題を混ぜていきますと議論があっちいったりこっちいったりするので、一応大きく分けて4つ整理してほしいかなと。1つは、刺し網が「たい・こだい」、「さけ」、期間が重複でいいのか、のようなことがあるので、あとは、「たい・こだい」の方の、期間もさけ刺しと競合したような期間にするのかというような議論が1つあると思います。それと2つ目は1月も刺し網を入れられるようにということ、3つ目が漁業権放棄の区域を漁業権の復活、言ってみれば共同漁業権の範囲を拡大してほしいということについて、4つ目が定置の操業時期ですね、網揚げの事情もあって、周年にしてほしいとか、あるいはそれがダメだったらせめて1月の末まで11日間延ばしてほしいというような話、大きく分けてこの4つだと思うのです。その中で大きいのは、刺し網の1月もということと、定置の時期の問題だと思うのですけれど、一応4つに分けて話をしていくと思います。まず、さけ刺しの時期とたい・こだいの時期が競合すると、同じ漁具を使っていて混乱するのではないかと、言い換えればだから漁期が重ならないように双方の漁期を設定したらどうかというような意見だと思うのですけれども、これについては皆さんから御意見ありますか。その方がいいというのか、それともこのままでいいというのか、どうでしょうか。あまり刺し網されている方いないのですよね。

伊原委員 この海共第2号の公聴会の方にも書いてありますけれども、たい・こだい網と、サケの刺し網は同じ網なのです。で、漁期が2月1日から刺し網をやって12月31日、さけが9月1日から12月31日、となってますけれども、漁具が同じであれば、結局2月1日から12月31日までできますよと同じ意味だと思います。道具が違えば別ですよ。だから、もしもこれを両方やるのであれば、「たい・こだい」の道具はこういう道具ですよ、さけ刺し網の道具はこういう道具ですよということを明確にしておかなければ、同じ道具であれば分ける必要がないのかなと、こんなふうに。だから混乱するのではないかですか。例えば、たまたま9月1日前にさけを誰かがやっていたと、「さけ」の刺し網じやないか、いや、たい・こだい刺し網です、となるわけです。だから、そういう混乱がないように、どういうふうにここに盛り込むかということが必要かなと思います。

議長 ただ、その2つの漁具を変えるということは、今のところ現実的じゃないですよね。たい・こだい刺しとさけ刺しの漁具を変えて定義をすることはない大変でしょう。

伊原委員 だって、同じ網なのです。

議長 実際、現状はね。それをわざわざ区別するために、漁具を変えるということになれば、漁業者が2種類の漁具を持たないといけないという負担もあるわけだし。そういうことは現実的ではないと、私は思うのですけれど。

伊原委員 いやいや、同じ網だから、どれをもってたい・こだい刺し網とするのか、どの道具をもってさけ刺し網とするか、それなのです。

議長 この人が言っているのは、要するに、9月1日から12月31日までの4ヶ月間、「たい・こだい」とさけ刺し網がダブるので、その競合時期をなくした方がすっきりするのではないかという意見だと思うのですけれど。同じ網使っているわけだし、時期もダブルというの、どっちがどっちかわからないと、だから競合時期をなくしたらいいのではないかと。8月31日までは「たい・こだい」、9月1日からはさけ刺し網でいいんじゃないのというような考えが根底にあると思うのですけれどね、この中の意見はね。

伊原委員 例えば、今、たい・こだい刺し網は理事会で組合長名で制限をかけているのです。あれは、4反を1つなぎにして2張をやってもいいですよ、網の目は4寸目、糸は3号以下でやってくださいよということで、公示してやっているのです。

議長 それは漁協の行使規則ですよね。

伊原委員 はい。で、たい・こだい刺し網とさけ刺し網を2月1日からずっとあると、その内容が周年でしょとなるから、同じ網になってしまふ。例えば、サケが入ると、さけ刺し網ですよ、たい・こだい刺し網ですよ、2つできるわけだ、2ついつしょになって。それも不自然だ、同じものを、あなたこれはさけ刺し網は9月1日からですよと言われると、いやいや私はたい・こだい刺し網ですよと自由に言っている。

議長 ただ、それは全て行使規則の中の範囲の話であって、漁場計画の話じゃないのですよ

ね、実は、それはね。

伊原委員 だから、たい・こだい刺し網ができた経緯というのは、サケを混獲するためにできた網なわけだ。

議長 元々はね。

伊原委員 元々は。それを残して新たに「さけ」をやるということは両方でサケを獲ることができるということなのです。だから混乱するんじゃないですか。であるならば、たい・こだい刺し網なんか、あってもなくてもタイは獲れるのだから、さけ刺し網というのは、こういう網をさけ刺し網ですよと、そしてさけ刺し網だけ制限をかければいいわけだ。もしも両方あった場合に、たぶん漁協理事会でたい・こだい刺し網も今までどおり9月1日からの制限をかけると、となつたときに、さけ刺し網とたい・こだい刺し網は同じ目的で漁場に出てくるということになる。

議長 それもわかるのですけど、今言ったように、その辺の実際の調整は行使規則でやってるわけであって、漁場計画は今言ったように漁具の特定もしていませんし、あくまでも魚種としてしか特定していないわけです。だから、漁場計画の中でそこまで踏み込む必要があるかという話だと思うのですよ。

伊原委員 漁場計画は漁場計画でいいとして、行使規則をどうこれは盛り込まれるのですか、これから行使規則ってできてくるわけだけれども、行使規則の内容はたい・こだい刺し網とさけ刺し網と両方載ることになるのですか。

渡邊主査 行使規則の制限ですか。

伊原委員 行使規則の中に、2種の中にたい・こだい網とさけ刺し網、「かれい」とか「ひらめ」とか、あそこに漁法がのつかつてくるのですか。

渡邊主査 そうですね。

伊原委員 たい・こだい刺し網だけが特殊なのです。見たことがありますか、たい・こだい刺し網。

鈴木委員 刺し網をしていないのであまり詳しくは言えないが、基本的には3号海区の人もだし、漁具に関しては言ってないし、期間をかえって明確にしたほうがいいのではないかなどというような考え方の人もいました。要は、たい・こだい刺し網でサケを獲ってきたという、要はグレーのままそのまま何らかの制限をつけようという中で、漁具までここまでこだわってやるならたぶん意見交換など何らかの意見交換会をしている中の答えを見出していくかないと無理だと思う。だから、ここで議論できるのは期間をどうするかということで議論の方がいいのではないかと思う。

伊原委員 当然期間は制限かけるのが一番いい。ところが、たい・こだい刺し網は長いわけだ。

鈴木委員 いや、だから「たい・こだい」をサケを獲るときになくするという方法もありだ。

伊原委員 ああ、サケを獲るときにたい・こだい刺し網はやって悪いですよということか。

鈴木委員 うん、例えば、それが受け入れられるのであれば。俺も現状はちょっとわからな
いから。

伊原委員 そうするとダブることはないわけだけども、さけ刺し網を2月ずっとできるとい
うことだな。

議長 確かに、公聴会で出た意見のように、行使規則はあくまで漁場計画の中で組み立てて
いかなくてはいけないわけですけれども、今言ったように、漁具が一緒であれば、例え
ば漁場計画の中では「たい・こだい」は8月まで、「さけ」は9月からとしても支障はな
いかと思うのですけどね。後は、漁具については、あくまで行使規則の中での話だか
ら、いっそ重複期間をなくするというのも1つの方法だし、それによって特に実害はな
いと私は思っているのですけれど。

伊原委員 今言ったとおり、これはこのままとして、漁協の理事会をとおして漁協の組合長
名で公示して制限をかければ、今言ったようなことが機能するのです。ですから、た
い・こだい刺し網は8月31日までですよ、さけは9月1日からですよ、というふうなこ
とをたい・こだい刺し網に関して漁協の理事会で制限をかけなければ機能する、それもあ
り。

議長 はい、漁場計画でいじる方法もあるし、行使規則でいじる方法もあるわけですよ。
で、この御意見の方は、やっぱり漁場計画そのものできちんと分けてほしい、分けた方
が混乱しないのではないかというような趣旨だと思うのですよ、この方の発言はね。

伊原委員 だから、私は、なぜたい・こだい刺し網ができたか結果を知っているからこうい
う意見が出てくると思う。サケを混獲するために作った網なわけだ、だから、そういう
ふうな網は1度無くした方がいいのではないかと意見があった。でも、逆に今は有
効に活用するためにはそれもありだと、そういう意見もあるわけだ。どちらにしても9
月1日の時点でどちらかに制限をかけていかないと9月1日から2つの網が入ってくる
ということになる。たい・こだい刺し網はさっき言ったように、4反1張2連までとい
う制限がかかっているが、例えば「さけ」に関して同じような制限をかけたときに、た
い・こだい刺し網にも制限をかけて、4つ入るわけだ。そういう混乱をなくすための
方法もちゃんとつくっておかないと混乱しますよと、その混乱をなくすための方法をこ
こに盛り込むか、漁協の理事会で公示して制限をかけるか、どっちかだ。

議長 そう、それで漁場計画をいじるかいじらないかということになるのですよね。どうぞ
一道委員。

佐藤一道委員 先ほど、第3号の公述人の中にもそれを分けるべきではないかという発言が
ありました。つまり、「たい・こだい」を8月31日、さけ刺し網を9月1日からどうか
と、それは持ち帰ってきたわけなので、この場で漁場計画案に入れるとすれば、そうい

った整理になると思いますし、理事会での行使規則に盛り込んでそれを解決するという方法、どちらの方が混乱なく進んでいくかというところが決め手になると思います。

議長 私、個人的には、「たい・こだい」は8月いっぱいにして、9月からさけ刺し網の方がすっきりしてわかりやすいような気がするのですけどね、個人的にはね。

伊原委員 でもそれをするにしても、漁協の理事会で制限をかけることができるわけだから。

議長 もちろん。

伊原委員 それで制限をかけなければ機能する。

議長 そう。

伊原委員 こういう問題があるのですよと皆さんが認識したうえで、どちらかで制限をかけていく、皆さんその認識が一致していれば、私はそれも良しだと思います。

議長 なので、その辺は行使規則に、漁協に任せるか、それとも漁場計画にはっきり明記してしまうか、その点なので、議論もだいぶ尽くしてきましたので、それについて一応皆さんのお考えを聞きたいと思うのですけれども、たい・こだい刺し網とさけ刺し網につきまして、漁場計画で重複期間をなくしたほうがいいのではないかという方、もう1つは、漁場計画のままでいいと、その点は行使規則の方で漁協が整理すればよいと、この2つだと思うのです。皆さんの御意見を伺いたいと思うのですが、ちょうど5人になったので（矢口委員退席）、同数はないので、漁場計画で重複期間をなくしましょうというのに賛成する方お手を挙げていただければと思います。漁場計画の方で、ダブルの期間をなくするという、つまり、たい・こだい刺し網は8月末までにして、残り4か月はたい・こだい刺し網はなくするという漁場計画の方がいいのではないかという方は手を挙げていただきたいと思います。

一同（挙手）

議長 全会一致ですね。はい、わかりました。そういうことで、まずこの問題については答申したいと思います。次に、刺し網の操業期間を1月も可能にするのかという問題、要するに、周年になるわけですよね。それについては、今のカレイ類に対する影響ということで、マガレイについてはほとんど害はないだろうと、ただ若干、マコガレイやイシガレイについては影響があるかなという状況の下、また1月はヒラメを獲りたい、需要があるということから、かれい刺しの期間を周年にするかという問題、この点については皆さん御意見いかがでしょうか。

伊原委員 私の記憶では、12月、1月、2月、3ヶ月間かれい刺し網は禁漁期だった時期があつたわけなんだけれども、今回は1月が禁漁なわけだ。なんの目的で1月は禁漁にしているのかというのはどうなのか。

議長 基本的には資源保護なのでしょうね。広い意味での資源保護なのでしょうね。あと

は、産卵時期の産卵親魚を保護ということなのかどうかということになってくるわけですよね。あるいは絶対個数を保護するということかどうかですよね。で、そういった観点があるものだから、マガレイについては、どうも1月は産卵時期からずれるのではないかのということが出てきたわけですよね。まあ、マガレイは魚価高いし減っているし需要が大きいしということで、あとは当然底曳きとの関係もありますからね。1月従来の休漁をこのまま続けた方がいいのか、それとも1月若干カレイプラスヒラメを獲らせてあげた方がいいのかという。そこですよね、大きいところは。この方の意見は、前は1月なんてヒラメはそんなに網に入らないけれど、今はだんだん水温が変わってきて、1月もヒラメが動くので、網に入るので獲らせてほしいと、自然環境の変化に伴う要望ということだと思うのですよね。その辺をどうとらえるのかということだと思うのですけれども。一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 先ほどの参考資料のうち、水産研究所の分析結果でも、親魚の状況と、あと2021年は過去最低のマガレイの資源評価が出ていること、それから、産卵期がマコガレイ、イシガレイの影響は1月だと避けられないということと、産卵時期が早くなってしまった場合、これも他の種類に影響すると考えると、資源の点では心配だなと思います。もう1点ですが、10年前も実は同じ要望があったみたいで、そのときの委員の考えとしては、やっぱり1ヶ月間は休漁するのが資源のためにいいのではないかということと、この公聴会、それから10年前の公聴会でも、1月に漁をやろうと思ってもそんなに漁ができるものでもないし、実態としては、禁漁と変わらないのではないかという話があったと思いますので、私はこの案のとおりでいいのではないかと思います。

議長 他の委員の皆さんはいかかでしょうか。あと、こんな話もありましたよね。そもそも1月に網を入れることにしたとして、刺し網の漁業者の絶対数が減っているので、1月解禁にしたところで資源保護に対する影響はあまりないのではないかという御意見もあったものだから、それも踏まえて御返答いただきたいのですけれども。栄一委員どうぞ。

佐藤栄一委員 底びきで今年あたりもそうだが、マガレイに関しては激減して商売にならない程度までいってしまっている。春の刺し網に関しては、漁があるという話も聞くし、資料をみれば減っているわけだけれども、そういうのに影響があるとすれば、漁場とか休漁期間を設けて資源保護をさせているのに、逆行する話だ。

議長 ちなみに、この間、広域漁業調整委員会がありまして、そこでマガレイの資源評価もみましたけれども、やはりマガレイに関しては、もう日本海全体がずっと下がる一方なのですよね。減る一方でピクリとも上昇方向に行かないという。資源的にはいろんな魚種の中で非常に危機的な状況にあると思うので、その状況の下でいくらかでも資源がますます減る要因というのは取り除いていく必要があるのかなと感じは、確かに広域漁業調整委員会の報告を聞いてちょっと感じるところがありました。確かに激減なのですよね、この魚種はね。全然増える気配がないと。ほんとにいつかいなくなっちゃうのではないかと思いますよね。だから、まあ、マガレイに対する影響は少ないとあるものの、ないとは言ってないわけですね。ここまでマガレイの資源が減ってしまうと、少ない要素も取り除きたいという気持ちもあります、確かに。ただ、片や最近温暖化のせいか、私も釣りをしていて、以前は1月なんてヒラメは釣れなかつたのですけれど、今は1月でもヒラメが釣れるのですよね。1月のヒラメの活性が高いのかなという感じ

も正直受けます。そういういた海況変化は確かにあるのかなと。そんな中で今のマガレイ問題、ヒラメ問題、どう調整するかということだと思うのですけれども。他に御意見ある方いらっしゃいますか。

鈴木委員 やっぱり、この参考人の意見もわからない訳ではないし、今言わされたように海況の変化が激しいので、今までダメだからダメと言えないのかもしれない。でもやっぱり資源のことを考えれば、1月がいいのか2月がいいのかやっぱり休み期間は設けた方がいいと思う。もう1点、ヒラメということだから、じゃあヒラメだけを獲るための操業ということはダメとも言い切れない状況にあるなら、何か試験操業的なことを何回かやらせてからのだんだん移行というような、そういうような考え方でどうでしょうかと思う。

議長 確かに、試験的にさせてほしいという意見もありましたよね、海共第2号にね、資料にも書いてありますけれども、試験的に1月も刺し網ができる方法を検討してほしいといいます。

鈴木委員 ただ、1月にやつたら2月休むとか、その辺のメリハリは付けるべきだと思います。

議長 まあ、試験的なものは、漁場計画とは別になりますので、漁場計画そのものとしては、まずはスタートは1月かれい刺し網禁漁ということで進めるかどうかということになると思うのですよね。試験的なもの含みでやはり1月は基本的には資源保護のためにかれい刺し網は獲れないということでいいのかどうかですよね。要するに、原案どおり、従来どおりいいかどうかということになると思うのですけれどね。まあ、何となく皆さんの雰囲気が読めてきたような気がするのですが、1月の試験操業的なものは検討するということも踏まえた上で、1月のかれい刺し網はやはり今まま、禁漁のままでいいだろうという御意見が多数だと思うのですが、そういう御意見の方は挙手願えればありがとうございます、いかがでしょうか。

一同 (全員挙手)

はい、では全会一致ですね。では、これは従来どおり、1月はなしということにしたいと思います。

鈴木委員 1つ付け加えさせてもらえば、5年後漁場計画の見直しがあるので、その発言者がどうしても1月がいいのであれば、5年後に何らかの試験、データをとるとか、同時にそういう作業もしていけばどうでしょうか。

議長 はい、わかりました、じゃあそれも足します。次に、これはそもそも不可能じゃないかと思うのだけれど、要するに漁業権消滅区域の漁業権復活というのですけれども、これはもう漁業権がないですからね、これは、申し訳ないけどごめんということでおろしいですよね、不可能ですよね。

一同 (異議なし)

議長 では最後、これは定置なのですけれども、要するに今1月21日から2月いっぱい漁具を入れてはいけない、獲らないだけじゃなくて漁具を入れてはいけない、水産庁の見解では、漁具が入っていること自体が採捕だという理解でしたので、今の3月1日から1月20日という漁期なのですが、第1希望で周年操業にさせてほしいということ、第2希望として、それがダメだったらせめて1月20日の終了時期を漁具の引き上げの手間があるのだということで、1月31日まで延長してもらえないかということ、それについては、先ほど県の方から関係者の意見なども紹介していただきました。それを踏まえて、要はこの周年をどうするかということ、周年がダメなら、じゃあ1月20日を1月31日まで延長するかということ。まず、周年について皆さん御意見ありましたらお願ひします。

伊原委員 ひとつ確認です。今、賛成や反対いろんな意見が出ていますが、それは、定置網の型、アンカーも全部揚げるわけだ、今は、定置をやるときにやはり型を入れるのが大変なんです、片付けも。型は入ったままでも他の漁業者は網だけ揚げてもいいですよと、そういう意見はなかったのですか。

議長 結局、水産庁の見解が、漁具の一部でも入っていると、操業とみなすべきという考えなので、そのためみたいです。

伊原委員 わかりました。

議長 周年に緩和してくれという要望に関してはいかがでしょうか。はい、一道委員。

佐藤一道委員 確かに、冬場締切が近づいていて、この日までには撤去しなければいけないと、じゃあもっと前倒ししてやればいいじゃないかという話になるのでしょうかけれども、やっぱりこの年間の操業日数であるとか、漁獲の状態からすると、1年間あるともう少し獲っておきたいという心理もあると思います。そんなことも踏まえてなのですが、それでもやっぱり天候が悪ければ、少し強引に片づけに行くという発言もありましたので、第一にやはり安全に操業されなければいけないということを考えた時に、反対者の方が多い周年であったとは思うのですけれども、弾力的にできるのであれば、案自体は周年にして、行使規則等で例えば1月31日までにして、どうにもできない、1ヶ月間つけっぱなしでできないというときは、行使規則をいじって延長しますとか、そういうことができるのであれば、行使規則の中で地元の方たちと調整を図りながらかつ安全にやるために周年にした方がいいのではないかなと思います。もう1つ、参考までに、酒田市の定期便とびしまが、最近友達に聞いたのですが、平成31年くらいまでは、出航率が70パーセントくらいあったのですけれども、令和元年から65パーセント、令和2年から60パーセント切っているのだそうです。加藤会長が近年の気候変動の中で皆さんの出漁のパーセンテージが1割程度減っているのではないかというところが、なかなか裏付ける数字だなと思ったものですから、まあとにかく周年での計画案にして、弾力的に行使規則で地元の方と話し合ってできればいいかなと私は思います。

議長 はい、まあ一道委員はそういう意見ですね。まあそれは逆に言えば行使規則でオーケーてしまえば、本当に周年獲れることになるのですけれどね。はい、他の委員の方いかがですか、この周年については。はい、栄一委員。

佐藤栄一委員 確認したいのだが、前回の計画の時、12月30日から1月20日まで延長したという経緯、それは、網は年内で揚げて、それで荒天を考慮してアンカー、型を完全に撤去するのが20日、という意味で間違いないですか。

議長 そうですね。

渡邊主査 前回のときに12月末までだったのを1月20日まで漁具の撤去のことも考えて延長したことについてですよね。

佐藤栄一委員 そうそう。

佐藤主査 前回、具体的に網を年内に揚げるとかそういう条件は残っていないのです。

阿部所長 議長。

議長 はい、どうぞ。

阿部所長 前回、免許切替を担当して、公聴会などの経緯を私が知っている範囲で説明しますと、由良での関係者が集まった場において、仁三郎定置さんから12月31日の撤去というのは、やはり天候の関係もあって非常に難しいのだと。自分たちは、12月までしか操業はしないけれども、撤去については20日間の猶予をいただきたいということで、そういういった説明があって関係漁業者の方も、それはしょうがないということで納得してそうなったという経緯でございます。

佐藤栄一委員 であれば、網も含めて20日まで全部撤去するということいいのか。すると、今31日まで延長とか周年ということは、31日まで網もそのままずっと入れて、そういう意味でアンカー、型、全部撤去するまで、ということで理解していいか。

渡邊主査 はい、漁業時期というのは、実際に錨とか入れて建て込みを始めるときから、取り除き終わるときまでというふうに決まっているので、今は1月20日までに網はもちろんのこと、そのほかの漁具も全部撤去しなければいけないというふうになっているのです。

佐藤栄一委員 じゃあ、網はいつまでということではなく、全部含めてということか。

渡邊主査 そうです、全部含めてなので。

佐藤栄一委員 であれば、俺は周年はまず反対。地元の話し合いもいろいろ聞いたりしたが、由良の定置が今廃業したから、漁場的に重ならない人はいいよという人もいたけれども、そうでない人は資源的なことから、あと、たこ縄が重なる人もいるらしいから、やっぱりそこを空けてもらわなければ、周年では困るという人がいました。なので、やっぱり周年は反対。

議長 鈴木委員はいかがですか。

鈴木委員 基本的に、現時点では周年はちょっと無理だよね。まず今回課長に聞きたいが、今回の小型定置の公聴会の流れに関して問題はなかつたですか。

加賀山課長 実はちょっと1つ、こちらの方も混乱して1つ手間が増えたところがあるので、漁業者の方にも手間をかけさせてしまったことがあるかなと思うのは、意見交換会のときに、呼ぶ方というか、参加者、この資料で行くと、10月18日、このタイミングできればどういう方を呼ぶかというようなことが、きっと地区代表ではなくて、関係漁業者を呼ぶような形になれば、この個別聞き取りというような後に延びることもなかつたのかなというふうに思っておりまして。私の方では今この流れを見て、そういう面で人の収集の仕方とか、漁協さんとの相談の仕方がうまくなかったかなというようなことは思ってはおります。以上です。

鈴木委員 そこは前回の委員会でも、10年前にも前例があったから、利害関係の漁業者を全部声かけて集めてくださいよとこの場で言ったはずですよね。代表者だけを集めた、で、その聞き取り調査をするということはちょっとまずいかなとは思います。あと、もう1点、3月15日の時点で一応要望があったということで、この現状維持にするというひとつの根拠が、前回の免許時に周年に反対があったと、だから現行どおりと、まあそれも1つの案としてはいいことだろうけど、ただ、その経緯も聞いているけれど、前回10年前というのは、相当刺し網もたこ縄等の利害関係のある漁業者は多くいたがゆえに、周年ということに関しては、直接話をしても全然話にならないので、ではダメだということです却下したという経緯があったが、現状は反対意見もいるけれど、以前から見れば相当漁場を利用する漁業者自体もたこ縄も刺し網も少なくなった中で、じゃあ漁場をどうやって使うかと考えた場合、もう少し当事者同士顔を突き合わせて議論し、で、問題を抽出して議論し修正し調整するという方法をとるべきだと俺は思う。要は聞き取り調査をして、どんな意見があるのかを調べる、利害関係のある人たちを集めて議論させ、もし調整する必要があれば調整する、それで調整した結果、うまく取り決めができればそれを漁協に移管し管理されればいいという、これがあるべき手法だと思う。皆手抜きだ。こういう流れになって、まずは落としどころといつては失礼だが、1月31日まで延ばしてもらえば助かりますよ的な意見で収まったという流れで、現状では周年は無理だという。でも、もう1点は漁場計画が10年だという、ここにすごく定置の当事者は不安に思っているので、では、どうすれば海況が変わり、変わった時にどういうふうな対応ができるのかということも提示しながら、10年間がいいのであれば10年間、あるいは10年間がダメなのであればやっぱり5年にするとか、あんたが水産庁にかけあってこれだけの変化の中で10年間をいつまでも守らなければいけないのかちゃんと聞いて提示し、変えるときは変える、変えられないものは変えないで、そこもちゃんと漁業者に説明するべきと俺は思いますけど、どうです。

加賀山課長 はい、手続きとして、一番は意見交換というか、聞き取りというか、その辺がきめ細かにできていない流れだったかなということはおっしゃるとおりだと思いますので、その辺は反省しています。大変申し訳ございません。ただ、これは一般的なやり方としてパブコメというやり方が入りました。まあ、確かにそれは今現役の漁業者にとっては、あまり反応できないようなものであるという問題はあるのですが、ここで広く意見を聞けるような仕組みになったということが、ちょっとこの辺で甘えがあつたかもしれません、一応それがあったということは一言言わせていただきます。あとは、先ほどから話をしてますが、5年という見直しがかけられると、漁場計画に関しては見直

しをかけるという流れがあった部分も丁寧に説明できていなかった部分があって、10年間ということで考え方悩みがあったということであれば、それもやはりこちらの説明不足だったかなと思います。その辺は気を付けるようにしたいですし、これから機会があれば説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長 では、そろそろ周年については皆さんの御意見をまとめたいと思います。周年許可に賛成の方、挙手お願いします。

(1名挙手)

議長 反対の方、挙手お願いします。

(4名挙手)

議長 はい、では周年については、委員会としては挙げないということで。問題は次の1月20日を1月31日までということなのですけれども、これを考える上で、私の方から公述人の伊関さんにこういうことを質問しています。まず1つは、どのくらいの日数かかるかということと、どのくらいの作業人数を要するかということ、更に聞いたのは、作業をする人たちの平均年齢的なもの、仮にひどく上がっているという事態があれば、同じ作業でも従来よりは大変になるかなということがあったので、それを聞きました。すると、伊関さんの話では、特に撤去作業についての作業員の高齢化はないということでした。それから、連チャンで凧が続かないと揚げられないですかと聞きました。それとも、凧、荒れ、凧、荒れ、凧、荒れとなつた場合にバラバラでも作業できるのですかと聞いたところ、バラバラでも作業できるという話だったので。だから、1日やって荒れたら途中までで止めて、いい日にまたやるという、何日か続けて凧がないと撤去ができないのではなくて、1日ごとにできる範囲からやっていけるという話だったので、そういう意味では長期的なスパンで物を考えなくともどうも撤去作業というのはいいようなでした。そのことを踏まえて、今の1月20日を1月31日まで延長することについて御議論いただきたいのですが、この点につきまして御意見いかがでしょうか。ちなみに、周年に反対する人は結構いるのですけど、この1月末までの延長にはあまり強い反対意見はないですよね、県の方で調べた結果ですけどね。ということを踏まえて、この点はいかがでしょうか、御議論いただきたいのですが。

伊原委員 私は、該当地区ではないのだけれども、地元の意見を尊重するのが一番だと思います。その上で1月20日を31日、どんどんどんどん周年に近くなっていくわけです。それでも、地元の漁業者がそれでもよしというのであれば、私は、特に資源にも影響ないわけですから、だとしたら、地元の利害関係者というか、その漁場を利用している人たちの合意形成があれば、私はそれでいいと思います。

議長 他の委員の方いかがですか。はい、どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員 1月31日であれば、調整は可能だと思います。まあ、公聴会も出たけれども、刺し網自体が2月1日から解禁であるし、たこ縄自体もあまり今その辺を使う人は何隻かはいるかもしれないが、少ないという現状で、利害関係の問題としては、何とか調整のつく範囲とは思います。あと、もう1点は、魚自体の獲れる期間がだんだんずれ込んで

いるという中で、やはり期間を例えれば揚げたくないのが心情で、ギリギリまでやってきたんだけど、やっぱり獲れる時期がずれている分だけ、切り上げ時期がずれ込む、だって、網自体も大きくなり、2ヶ統が3ヶ統になって、規模も大きくなつた分だけ時間もかかりというそちら辺も考慮すれば、地元があまり反対なければいいのかなと俺は思います。

議長 他に延長について御意見ある方は。はい、一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 質問ですけど、これ、例えば1月31日までになつたとして、例えはどうしても撤去できなくなつてしまつたという場合、何か違反に対する措置みたいなのはあるのでしょうか。

議長 一応違反にはなるのだよね。

佐藤一道委員 あと、もう1点なんんですけど、先ほどの委員の皆さんのお見は理解しました。やはり、知床の事故がすごく気になって、この場合は問題は違うと思うのですけれども、やはり無理な作業がたたつて事故に発展してしまうのは、非常に心配である、それで、周年賛成ということにしたのですけれども、この公聴会の議事録を見ると、できる限りは年内いっぱいとする、撤去したいという意向はあるようですが、それを念頭に1月31日までの案で答申して、それが漁場計画になつた場合、期間を越してしまつた場合の措置、それに対する何か対応しうる策があるのか、それがちょっと知りたいです。

議長 今の建付けからいうと、違反1発で許可の取り消しにはならないんですけど、それが何度も繰り返されれば、許可の取り消しという行政処分も可能なわけですよね。一発では何もないし、意図的なことでなければないと私は思いますけれどもね。伊関さんの考えも、全部12月いっぱいは操業して、1月から網の撤去に専念するのだというようなことを言つていましたよね。それが今言ったように、最近の天候でやたら荒れるので、1月20日まで予定どおりできる自信がないと、そんな感じでしたよね。ただ、理論的には1月31日まで延ばせば1月25日まで漁をして、あと6日間で片付けるということも不可能ではないんですけどね、まあ物理的に難しいんですけどね。はい、ではだいたい意見が出そろいましたか。どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員 許可条件の中に、地元でも意見交換をとりながら操業するという条項を加えればどうでしょうかと思います。要は10年前のことですが、地元との距離が近いがゆえに、若干感情的な問題が起きたということも感じました。ゆえに、常に地元の人と情報交換をしながら、例えばすくと、期間内に撤去ができないという場合は、例えば地元の漁業者会に連絡するとか、それを漁協が中に入つて調整するとか、そういう何らかの柔軟な対応というのはどうかなとは思います。漁業権の管理については、さつき伊原さんがいろいろ言つていたけれども、漁協自体が本当は管理して、調整して、そこをどうやってうまく漁家経営を維持させるかというのも、だから、そこは何もしないで行使料ばかりちょうどいではうまくないので、漁協も何やつてているのだといつてはいるのだから、そちら辺もちゃんと踏まえての、今後の漁業権内の使い方と言つたらいいか、それも理事会なんかで議論してはどうでしょうか。

議長 はい、それはだから、漁場計画の中にはちょっと盛り込みにくいんですけどね。やるとするなら漁協内部で、あるいは漁場計画を作る上で県の方で浜の意見をすぐうという方法ですとか、そういう中で反映すべきことかなと考えます。では、御意見伺いますね。1月20日を31日まで延長するということについて賛成の方挙手願います。はい、ありがとうございます。

(5名挙手)

議長 では全員賛成ということで、そのように県の方には議論の結果を報告したいと思います。

事務局 1つあるのですが、今回、公聴会とは別に文書で漁協さんの方にも意見照会を海区から出しておりまして、理事会で漁協としても御意見を集約いただくということだったのですけれども、それが今回の協議のところまで回答をいただける状況になっておりませんので、回答につきましては、今月の理事会の方でかけていただくような算段になっております。なので、漁協さんからの文書での意見の回答につきましては、次回の委員会の方で御報告をさせていただくことになるかと思います。その回答の方が、もし答申案に変更を要するような内容ありましたら、また御協議いただく可能性もあるので、その点お含みおきいただければと思います。

議長 今日の結論は、あくまでも公聴会の結果を踏まえてという意見ですよね。はい、わかりました。では、次に報告事項の方に入らせていただきたいと思います。最初の報告事項、ハタハタの採捕規制にかかる委員会指示の県公報登載等についてということで、事務局からお願ひします。

事務局 報告1を御覧ください。前回の委員会で、はたはた採捕の制限に関する委員会指示の発動について決議しましたものについて、県公報に掲載したものをお示ししております。10月21日発行の県公報に載りまして、関係する市町村、漁協、海上保安部、酒田・鶴岡警察署、県内の釣具店へ周知・協力依頼をしております。12月1日から来年1月末までの委員会指示となっておりますが、ハタハタの遊漁の状況や巡回指導状況などについては次回の委員会で御報告できるかと思います。また、ご参考に平成24年からのハタハタの漁獲量、生産額、単価について後ろに資料をお付けしました。最近の漁獲量を見ていただきますと、令和3年も例年よりだいぶ少なかったのですが、今年はさらに少ない漁獲量で推移している状況となっています。単価などもだいぶ変わっておりますので、ご覧いただければと思います。簡単ですが以上です。

議長 今の事務局からの報告について、御質問・御意見等ありましたらお願ひします。ちなみに、広域漁業調整委員会でこのハタハタの問題もありまして、結構議論になったのです。私ちょっと発言させてもらいましたので、やはり、なんとなく水産庁も資源が減り始めたということを最近言い始めて、ちょっと遅いのではないかと思ったのですけれど、それと、昨年12月はハタハタの産卵の接岸が山形県ではなかつたわけですよね、それについてじゃあどうなったのですか、ハタハタの卵はどこにいっちゃったのですかと聞いたのですけれども、沖で産卵した可能性もあるし、それから接岸できなかつたことによってそもそも産卵をしなかつた個体もあるのではないか、で、とっくに産卵が終わっているはずのハタハタに卵が入っているのが見られた話もありまして、沖で産卵した

のかもしないし、産卵しないでお腹に抱いたままシーズンを超えたこともあるのではないかとの話だったのですけれども、仮に沖で産卵した場合にはやっぱり浮遊卵になっちゃいますからね、まあ、無事に生息はできないだろうという話だったのです。また、こんなことを聞いてみました、もし接岸しないで沖で産卵するのだったら、沖に人工海藻を置いてそこで産卵してもらうっていう話を試しに思い付きでしゃべったのですが、そしたらそれについては、沖に人工的な海藻みたいなものを入れれば、それは確かにそこに産卵するかもしれない、ただ、孵化した稚魚の餌がないだろう、やっぱり環境が違うので、たぶん生まれたとしても死ぬだろうということで、やはり浅場に接岸して産卵しないことには稚魚が生まれても育たないような結論でやはり接岸しないとダメなようなことを言わされました、水研（水産資源研究所）に。なので、やっぱり接岸してもらわないと非常に困るのですけれども、今シーズンの接岸がなかったらどうしようという話ですよね。そして、もし来年接岸があったときに、それをまた根こそぎ釣ってしまった本当に日本海からハタハタが消えるのではないかと思ってまして、これ、もし今年も接岸がなくて、そしたら更に次のシーズンのハタハタの釣りについて、仮に接岸があっても釣っちゃダメよというふうな委員会指示を出さなきゃいけなくなるのではないかと、私、今年接岸があることが重要だと思っているのですけれども、ちょっとそんなことをこの間広域漁業調整委員会に出席して感じました。それと、接岸がなかったのは秋田県もそうなのですね、秋田県も南の方はほとんど接岸がなかつたらしいですね、去年は。かなりこれピンチなのじやないかなと思っていました。それが全部違う場所で接岸して、産卵してくれているならいいのだけど、そうでもないみたいなので、本当、今年の接岸がなかつたら来年の委員会指示どうしようと、ちょっと思っていました。ということで、これは報告事項なので、他に何かこれについて御意見あれば。特に底曳きの方、ハタハタの実感どうですか。今シーズン、昨シーズンに比べて。

佐藤栄一委員 全然ダメ。酒田でこの前揚がつたらいいけれども、全然話にならない。大黒様もない。

議長 ちなみにこの間、私秋田に行ってきたのですが、ハタハタの3年物が道の駅ねむの丘に売っていました。箱1つで7,800円でした、すごい値段だな、ものすごい高級魚になったなと思ってびっくりしました。だから、ああいう値段がいいときに獲れればいい水揚げになるのでしょうかけど、獲れないですよね。ただ、やっぱりねむの丘に売っているのは、2年魚が7、8割、3年魚は2割くらいかな、なかなか3年魚の型のいいのはなかつたですね。値段も高いし、量も少ないし。もう非常に高級なものになっていました。では、これはよろしいですね。

一同 （異議なし）

議長 はい。続きまして、報告事項の2になります、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について、これは私、仕事の関係で今回初めて欠席してしまいましたので、事務局の方から説明いただいて、いろいろ事務局の方に聞いていただきたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 報告2の資料を御覧ください。令和4年度の全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果でございます。新型コロナウイルスの影響で前回、前々回書面による表決となっていましたが、今年度は石川県で現地開催となりまして、会議で承認さ

れた各県等からの要望をとりまとめた結果が報告2の資料になっております。

継続要望は10、新規要望が2つありました。この新規のものについて、1つ目の新規は17ページにありますが、漁業法改正後の定置網漁業の資源管理についてとのタイトルで、京都海区の方からの提案であったものです。定置網漁業は魚種の選択性が極めて低いことから、TAC管理によって漁業経営に大きな影響が出ることが危惧されるため、TAC魚種の追加にあたっては関係者への十分な説明を行い理解を得ながら進めること、資源管理目標や資源管理措置の検討にあたっては、生態の解明や資源量・再生産の分析評価を行うこと、漁業者が実施している資源管理を評価し、その管理手法が十分効果を発揮している魚種についてはTAC管理に固執せず現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、特性に配慮した漁獲量の配分や融通などを行うなど操業停止に追い込まれない仕組みを構築すること、TAC管理下で経営を維持できるよう支援策を設けること、定置網漁業での資源管理のための漁具開発や小型魚等の混獲削減技術の開発や普及促進などが要望されております。

もう一つの新規は19ページになりますが、水産資源の利用に対する遊漁者の管理に向けた体制整備について、こちらはもとは兵庫県の但馬海区からの提案によるものです。近年、遊漁船業者が増加しており、遊漁船は魚種が偏ることが多かったり、狭い海域に集中すること、地元の操業ルールに疎く、漁業関係者との情報交換も行わない者もいたりすることから、漁場や資源の利用をめぐるトラブルに発展しかねない状況である一方で、漁業法の改正に伴って、漁業者に対しては資源管理を進められる中で、遊漁者への規制はクロマグロ以外まだ具体的に示されていない。遊漁船は資源を相当量採捕していると推定されるが、複数のお客さんが乗船して釣りをするので資源を相当量採捕していると推察されるけれども、遊漁船業の適正化に関する法律では漁場の利用や資源の管理については具体的な規程がないということで、同じ資源、漁場を利用しているのに、漁業者が実施する資源管理措置が遊漁には適用されていない、ということで、漁業者が不信感、不公平感を抱く、漁業経営の影響を強く懸念しているということがあります。要望としては、1つ目は国の責任による遊漁者採捕の実際把握、具体的な管理の枠組み整備を進めること。2つ目に遊漁者の採捕数量の把握や採捕制限に関する法整備にあたっての漁業者との公平性確保、漁業者への影響が最小限になるように配慮すること。3つ目に水産資源管理のために実施されている公的規制や自主的な資源管理の取り組み、地元の操業ルール等の周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進するなど、遊漁と漁業の調整に対し実効性のある対策を講じること、となっています。

今回の本海ブロックで取りまとめられた要望については、全国漁業調整委員会連合会に上げられ、来年度の通常総会で他のブロックからの要望と合わせて全漁連の要望として諮られ、承認された後、関係省庁に要望書として提出されることになります。

御報告は以上でございます。

議長 はい、久しぶりの対面で集めたわけですけれども、会場は金沢市内ですか。

事務局 そうですね、はい。

議長 会議があって、今年はコロナで懇親会はないのでしょうか。

事務局 懇親会はなかったです。

議長 またないのですね、じゃあ、会議だけやったってことですね。ありがとうございます。
す。今の報告につきまして、皆さんの方から質問や御意見ありましたらお願ひします。
はいどうぞ、一道委員。

佐藤一道委員 6、7ページの沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について、これについては、山形県沖の事案が載っているとともに、京都海区では漁船ごとまき網船に巻かれるという事案があつて、関心があつたのですけれども、7ページ目の1のところなのですが、まき網漁船の大型化が図られる際にはという文言があつて、ずいぶん前にまき網船の大型化というのがこれから進められていくような記述を何かで見たような気がするのですけれども、そういう動きって、これは報告事項なので、わからなければ後でもいいのですけれども、ありましたら教えていただきたいのと、大型化が図られるということは、まき網船が山形沖でもいるわけですので、そういった該当の船がこれから何隻増えていくって、操業されていくのかといったことも知りたいなと思いましたけれども、もしわかりましたら教えてください。

議長 事務局の方で何か情報ありますか。

事務局 大型化が実際図られているかどうかというところはちょっと把握していないので、どこかお聞きしたりして調べたいと思うのですが、IQ管理していくことで、漁獲できる枠がもう決まるという関係で船の大型化居住性を快適にするとかそういった観点での大型化というのは前に話題に挙がったような気がするので、その辺を含めてお調べして報告したいと思います。

佐藤一道委員 造船の設計から入るわけだから、相当前からわかると思うので、法律的な漁獲とかいう文言など挙がっていたような気もするので、関心事項として情報提供いただければと思います。

伊原委員 情報として、私は漁船保険を担当しています。東北6県の漁船のことで組合長さんと会うのだけれども、八戸も石巻も、300トンクラスの赤道付近まで行ってカツオを巻く大型船の船がいます。そういう意味で遠洋でのまき網をするための大型船は今でも八戸と石巻には300トンくらいの船があります。たぶん、その大型化かなと思います。

議長 はい。山形県はまき網の漁船を持っていない県ですからね。よくわからないのは、大中型と、中型と、中小型というのがありますが、なんで大型、中型、小型と言わないのかということが昔から不思議だったのだけれども、よくわからないですよね、その辺がね。他にはありませんか。特に今回の新規案件あたりはよろしいですか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 あの、プレジャーの関連ですけど、直接関係ないかもしれないけれど、公聴会の魚礁利用に関して、意見がどこかの地区から出ていたと思うけど、だいぶ前からプレジャーの魚礁利用に関して、この委員会でも議論になつたけど、エリアを決めて使ってもらうというような感じの取り決めをするという感じの話し合いはどうでしょうか。要是、ここからここまでいいけど、ここからここまでダメですよという使い方することによって、基本的に魚がいれば必ず1隻か2隻はボートがいるから、漁船漁業の人たちが使えないという。そこは、禁漁区域ですよという使い方、そうするための話し合

いというのはどうでしょう。してもらいたいなという要望です。

議長 その話は確かに出ましたよね。で、私そこで新潟海区方式を少し紹介しました。新潟海区は人工魚礁全部が立ち入り禁止じゃなくて、人工魚礁の中でも主要な漁場になるところについてははつきりとエリアを座標で示して、そこは一切ダメよと、他の人工魚礁は釣り人が入っていいですよというふうにメリハリを付けているのです。山形県はそもそも人工魚礁と言いながら、人工魚礁がどこにあるのかとか、場所を一切示していないので、どこが人工魚礁でどこが天然魚礁かわからないという話もあって、実効性がないというね。なので、その辺は新潟が先進県じゃないかなと思って紹介したのですけれども、山形県もそういうものを考えていかなくちゃいけないのでないかなと思っているのですよね。で、全ての人工魚礁を釣り人を排除する必要があるのかというとそれはちょっと必要性が低いような気もするし、で、やはり主要漁場になりうる人工魚礁は漁業のために守らなくてはいけないという事情がありますから、私は山形県もいざれこの新潟県方式を採用すれば、新潟県のようにメリハリがついていいのじやないかと個人的には思っていますので、今後ちょっと検討していただきたいなと思いますけれども、そんな個人的な意見は持っています。

鈴木委員 課長どう思いますか。

加賀山課長 利用する方々には実際漁業者の利用している方々の意見がまず先かなと思っていて、今のところは漁協の方からもその位置は公表してくれるなというふうに言われておりますて、書いた資料を渡す場合も渡して大丈夫かどうか確認しながら慎重にやっている状況です。ただ、漁協は漁業者の代表になっているわけでしょうから、そちらの方からそういうやり方でもいいというような話があれば、それは検討を始める、それをやってもいいかなと思います、以上です。

議長 まあ漁協でもちょっと考えてもらうといいのかもしれないですね。漁協あたりから要望が挙がってそれを県で検討するのが理想かなという気はしますけれども。

鈴木委員 それから、関連ですけれども、課長、以前魚礁は禁止となっていた。なんら議論もないまま文言が変わった、グレーな表現方法に。

議長 人工魚礁に関する委員会指示はだいぶ昔からありますけど、あれば今も生きてるのですよね。

鈴木委員 今は指導区域だと。

議長 委員会指示の内容は変わってなかったと思ったけど。

鈴木委員 いやいや。

佐藤一道委員 参考まで、ちょうど10年前の漁業権の免許切り替えの時も同じ議論をしていて、やっぱり、聞き取りとかもやっていたのですよ。まあ、そうしたときに、委員会の中でもたしか魚礁自体は釣りがダメと、ただ、全部閉鎖するわけにはいかないから、有望な魚礁については立ち入りを禁止して、その他のところはまあいいんじゃないかとい

うような委員会の内容で。

議長 議論はね。

佐藤一道委員 はい。ですから、決定事項としてこうしなければいけないという委員会指示を変更するというような議論ではなかったと思います。

議長 だから、従来のだいぶ前の、何年でしょうね、昭和ですよね、昭和50年より前じゃなかつたっけ。

佐藤一道委員 そうですね。

伊原委員 あれは生きているのか。

議長 生きている。

佐藤一道委員 そのまま生きている。

議長 委員会指示そのものはいじくっていないはずですよね。

佐藤一道委員 はい。だから、重作委員が言った全漁調連のこの要望案に対してのことだと思いますけど、遊漁船業者の方が増えてきたときに、無防備だというか、今のままだと、昔の委員会指示は生きているけれども、あまり積極的に公表はしていないという。

議長 あと、古い委員会指示もうひとつ問題がある。遊漁船も組合員の船でやる遊漁船は人工魚礁に入っていると書いてあるのです。組合員が経営する遊漁船は人工魚礁に入っているといつてなっているはずですよ。

伊原委員 あれ、山形県の委員会指示で人工魚礁での漁船以外の遊漁は禁止するとある、確か。

議長 そうです。だから、漁船の遊漁船はいいのです。それはだけど、漁業者の中でも遊漁をやる人と遊漁をやらない人がいますから、やっぱり遊漁をやらない漁業者から見ると、あまり面白くない内容じゃないかと思うので、まあなんとなくあの内容は今の時代にそぐわないのかなという感じがして、いつかは見直しが私も必要なんじゃないかなと思うのですけれど、そのときは、やっぱり禁止区域ははっきりと座標を公開して絶対は言っちゃダメよという、それをやらないと実効性がないですからね、取締りのね。だから、そのための座標を公開してくれるなということをどうしても漁協が強く言うのだとすると、それはもう委員会指示を作りようがないのですよね。

伊原委員 今の、場所を公開して云々という話は、今の時代、これだけのいい航海機器が出てきた時代に、ほとんどの人が知っているわけだ。だから、公開した上で、制限をかけていくということをしないと、私も漁協の理事の1人として、漁協がいいと言わなければという課長から話があったけれども、そんなふうになつていまうのは好ましくないと思います。公表した上で制限をかけるのは、必要性に応じてかけていくというような思

いは今の時代だとあります。

鈴木委員 別にレジャー船を排除しようとは思わないし、同じ海だから使えば使ってもいい。でもそこに当然ルールとマナーがあつてもいい。だからその最低限のルールとマナーを守らせるためにエリアを分けましょう、エリアを分けて、そこをどうしても使いたい場合は、時間制限とか期間制限とか、そこは今度調整が必要なわけだ。だから、そういうふうな使い方をした方が漁場として有効に使えるのではないかという一念です。

議長 私も新潟は期間も決めていましたよね、エリアだけじゃなくて、このエリアには、いつからいつまでは入っていけないみたいな。シーズンも絞っていたみたい。手元に新潟海区の委員会指示はないものですから。

鈴木委員 10年前の議論のときも、いろいろ議論したけど、次どうするかという話がないものだから、話がとん挫し、そのまま現状維持。ですから、今回もしお願いできれば、その規制をするため、メリハリをつけるための話し合いなり調整をする作業をするという約束をとりたいのですけれども。だから、のために、課長は嫌がるけれども、海面利用協議会でもいいし、要は議論して、理解しあいながら、反対意見を聞きながら決めていくことによって、守られる仕組みができるのだから、まず、ここで議論するのもいいけど、相手と議論してそれが可能かどうか、可能であればどういうのがいいかということを検証しながら進めていくというのはどうですか。

議長 これは決してレジャー船や遊漁船団体と話合うというよりは、スタートは漁業者の要望なのでしょうね、スタートはね。それをまず出していただいて、後はそれについて、レジャー船や遊漁船との調整が必要かどうか、そういう議論になっていくのではないかと思うのですけどね。あんまり、そういうの漁協は前向きじゃないですかね。伊原委員どうですか、その辺は。

伊原委員 ここで前向きか前向きじゃないかとかって言えないけれども、今鈴木委員からもあったとおり、私も言ったとおり、そういうものについては、やはり制限とか法もあるけれども、それに基づいてメリハリをつけるという話もあつたけれども、制限をかけるものはかけて、きっちり利用するという方向に進めるべきだと思います。それが、誰がどんなふうにやるのかは別として、やるべきだと思います。

議長 まあやるのであれば、今言ったように委員会指示の変更になるわけですよね、従来の指示のね。だから、まあ、その点について、どういう変更が可能なのかということも含めて、あと今言ったように、漁業者からの要望ですよね、皆さんどういう要望を持っているのかという。一時はだいたい10ヶ所くらい主要エリアを決めて、そこは絶対禁止にしようという話が1回出かけたことがあるのですよね、前にね。そういうことも含めて、まずは漁業者の方の要望を出していただいて、それを海区で検討したいなどいうふうには思いますけどもね。そこで後は、レジャー船や遊漁船の意見を聞くかどうかはまた次の問題ですよね。理論的にはなくたって委員会で決めることができるわけですから。まずスタートは漁業者の方が皆さんどういう要望を持っているのかということからのような気がします。意見として聞くのではないのだけど、漁協さん、そういった要望って聞こえますか。実情報告であって、意見ではないから。いかがですか。

(把握していないとの声)

議長 わかりました。でも、あんまり強い意見がないってことだね、今のところ。これ漁業者の方に聞きたいのだけど、ある漁業者の方が、天然魚礁は漁場としての価値はそういう下がらないのだけど、人工魚礁ってできたときはいいのだけど、だんだん魚がいなくなるっていう御意見の方がいるのです、漁業者の中には。そういう実感ってありますか、伊原さん。

伊原委員 確かにやっぱり遊佐町沖は特に砂泥質なものだから、埋没してきます。

議長 埋もれたという意味ですか。

伊原委員 うん、沈んでいく。

議長 じゃあ埋もれなければ大丈夫ですか。なんか、埋もれなくても、人工魚礁って一種の経年劣化みたいに。。。

伊原委員 それは何を根拠にそういうことをいうの。

議長 そういう意見の方がいたものだから。

伊原委員 あんまり私は根拠はないと思う。ただ、誰かが最上丸のROVなんかを使ってきつちり見たとか、そういうようなものがあればいいのだけれども、比較もならないし、いいとか悪いとかは正確にはわからない。

議長 漁業者の方が人工魚礁でやるのは、はえ縄、刺し網、そういうものになりますか。

伊原委員 1つ、魚というのは獲ればいなくなるということなのよね。

議長 それはね。まあ、報告事項なので、これはよろしいですかね。

一同 はい。

議長 はい、では続きまして、報告事項の3、日本海、九州西広域漁業調整委員会の結果について、これについて事務局の方から報告をお願いします。

事務局 12月1日午後1時半開催の第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会に先立ち、同日の午前中に日本海北部会が開催されましたので、まずは部会の方の御報告から申し上げます。報告3の86ページからの資料になります、86ページを御覧ください。

議事次第にありますとおり議事の進行がありまして、大臣選任委員の改選に伴い行われました（1）の部会長の互選については、東京海洋大学教授の田中委員が部会長に再任されました。（2）広域魚種の資源管理についてですが、①日本海北部マガレイ、ハタハタですが、国の水研機構から報告がありまして、マガレイの資源水準は低位、資源動向は減少、ハタハタの資源水準は低位、資源動向は横ばいと報告されております。ま

た、ハタハタについて、加藤会長の方から御質問等ありまして、山形の場合、産卵期の接岸が全くなかったということから始まり、国の水研機構の方ではどのように考えているかというところを聞きしたのですが、国の水研機構の回答としては、ハタハタの昨年度の産卵生態については酒田港の接岸がなく、秋田でも産卵接岸が非常に悪かったことは認識していると。そして、産卵接岸が少なかった要因の一つとして、12月の水温が高かったことが挙げられる、男鹿半島沖水深200メートル地点の水温が高いと接岸しにくいということで、実際昨年は水温が高く、それによって接岸行動が阻害されて通常の産卵行動ができなかつたのではないかと考えているそうです。本来は水深10m以内の場所に接岸するところが、青森だったかと思いますが、水深200メートル帯の刺し網に卵が見られたということが報告されていたとのことで、昨年は通常の産卵が行われることが少なく、それが今後の資源にどのような影響を及ぼすのか注視していきたいとのお話がありました。また、秋田県でハタハタの卵塊密度の分布調査が行われていますが、昨年度は過去最低を記録した地点が多くあったとのお話もありました。

会長の方から数少ない産卵場にまたハタハタが来ても釣りで釣られてしまうことがあるので、釣りの規制を考えないといけない時期に来ているのではないかといった御発言があったのですが、水産機構からのお話は、産卵接岸するハタハタが秋田、山形で釣獲されているのは認識しているが、どの程度釣獲があるのかデータがないのでコメントできないけれども、少なからず影響しているのではないかと推察はしているとのことでした。また、新潟漁業調整事務所からは、釣りの状況については秋田県庁からも話を聞いている、行政として何が可能なのか、まずは実態を把握するところから始めたいとのお話がありました。

続きまして、②スケトウダラ日本海北部系群について、極めて低い資源量で推移しているものの、2015年以降非常に厳しい管理措置を講じてきており、近年の資源量は増加傾向との説明がありました。

北海道の委員からは、もちろん資源管理には賛成で、桧山では約60隻いた船が8隻まで減船し資源管理に協力しているが、資源管理しても獲る漁業者がいなければ地域が疲弊するとのお話があり、支援もセットで考えていく必要があるとのお話もありました。次回の日本海北部会は来年の同時期に開催予定のことです。

続きまして、第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会について、報告4の1ページ目からの資料になります、御覧ください。議事次第にありますとおり、議事の進行がありました。会長の互選については、田中会長が再任しました。広域魚種の資源管理については、部会における取組ということで、資料1-1に基づき広域の取組の概要が説明されております。部会における取組については、事務局から口頭で取組について事務報告がありました。トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については資料のとおりでございましたが、資源量は過去最少とのことです。親魚量は2018年以降減少傾向、再生産成功率は過去最小値となっているとの報告がありました。

3 日本海沖合におけるベニズワイガニについては資料のとおりご説明がありました
が、資源量指標については、大臣許可水域、知事許可水域とも近年は増加している状況でございました。

4 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシについては資料のとおりでございます。

(3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてということで、こちらは漁業の承認の方の委員会指示になります。平成30年の切り替え時から過去5年間に1キロ以上の漁獲実績があること等を承認要件としていたが、今回の更新にあたり、漁獲実績について過去2年間に見直し、より一層の資源管理を推進することとなったと

の報告がありました。

承認制の事務取扱要領を改正し、令和2年の委員会指示では、平成30年の切り替え時に承認について非常に厳しく承認数を減らした都道府県への救済措置として一定の新規承認を認めていましたが、ある程度減らしすぎた都道府県への救済措置が実施されたものとして、今回からは新規の承認は認めず、新たな承認が必要な場合は廃業見合いや承継での承認のみでの対応となりました。また、今回の指示から承認申請に暴力団排除関係の誓約書を添付することとなりました。

(4) その他ですが、TAC魚種拡大に向けた検討状況については、前回の委員会で御報告した資料を引用し、検討状況を報告しております。

令和5年度資源管理関係予算については、資料のとおり概算要求の状況を報告しております。

次回委員会は2~3月に開催予定とのことです。簡単ですが、以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。北部会では、ハタハタに関する危機感を私の方から発言させてもらいました。秋田県の方からもいろんな話が聞けまして、共通の悩みというか、やはりかなり厳しい状況になっているのだなということが理解できましたし、水産庁の方からも理解いただけたのかなど。ただ、水産庁が釣りで釣られているということは知っているのだけれども、じゃあどのくらい釣られているのかということについてはわからないという回答だったので、それは秋田県も山形県もちゃんと調査してますから、どうぞお聞きください、釣りの資料はお渡しいたしますというふうに返答しておきました。ということで、というのが私の今の説明の補足なのですが、この点につきまして皆さんから御質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。マガレイについては悲壮感しかないような雰囲気でしたね。どうやったって減るみたいな。深刻な問題だと思います。まあ、詳細な報告がありましたので、よろしいですかね、これで。何がありますか。

一同 (特になし)

議長 ハタハタ問題もすぐに手を打とうという感じはあまりないみたいで。まずは状況把握。状況把握しているうちに絶滅するのじゃないかと私、不安なんですよ。よろしいですかね、これにつきましては。はい、資料をまたお読みいただければと思います。では、報告事項の4番目になります、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてということで、これについても事務局からお願ひします。

事務局 クロマグロの知事管理漁獲可能量の変更についてです。令和4管理年度では、漁船漁業の大型魚の採捕が枠いっぱいに迫る数字となつたため、それ以上とれない状況となつて了一方で、小型魚については、まだ一部地域で余裕があつたことから、地区代表の漁業者の話し合いを経て小型魚2トンを渡して代わりに大型魚3トンをもらうという交換が成立し10月11日に知事管理漁獲可能量を資料のとおり変更しましたので、その御報告になります。

資料の3枚目にクロマグロの管理状況について載せておりますので、御覧ください。左側は上が小型魚、下が大型魚の9月30日現在での状況ですが、上の小型魚で、漁船漁業では消化率83.2パーセントで残り4トン以上であり、県全体としては数にまだ余裕がある一方で、下の大型魚については、漁船漁業で消化率99.8パーセントに達し、これ以

上はとれない状況でした9月に行われた国の融通希望調査で小型魚2トンと大型魚の交換を希望した結果、交換が成立し、10月11日付で数量を変更しました。その後11月末現在で右側の表に示すとおり、小型魚については漁船漁業で残り2.2トンほど、大型魚については同漁業で残り2トン余りとなっております。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これは要するに、大型魚が2トン増えて、小型魚が2トン減ったという、枠をより有効に利用できるようになったというふうな報告です。これについて何か皆さんの方から質問、御意見等あればお願ひします。枠の有効利用ということもありますし、たぶん小型魚よりも大型魚の方がキロ単価が高いのだろうから、それによる経済効果もあるのかなと思うのですが、小型魚2トンが大型魚2トンにかかる費用対効果はいくらくらいなのですかね。効果ありますよね、当然大型魚の方が単価は高いからね。枠の有効利用にもなるし、経済効果もあるし、非常に良い結果ではないかなと思います。

事務局 あと、残りが出るようになったので、当初配分の10%は繰り越せるということがありますので、繰り越しの原資も増えたということで、その方面でもメリットがあることだと思います。

議長 あと、これについて何かありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 教えてほしいが、例えば融通してもらいます、で消化率が80%まで行きませんよという場合は、次年度の配分のときの御褒美はどういうふうになるのですか。

事務局 消化率は今の制度ですと、80%以上の消化率になっている場合は、消化率メリットということで、そのときの留保の余り具合などにもありますが、確実に国からメリットを得ることができます。ですが、消化率8割を下回ってしまうと、メリット措置の対象外になりますので、もらいすぎてもし獲れなかつた場合、そういうメリットが減ることになります。

鈴木委員 わかりました。

議長 今言ったように、繰り越しも使える、メリットも使える、単価も上がったといいいことづくしですよね。

これ、よろしいですかね。はい。では、報告事項4は了解ということで。では、その他、委員の皆さんからまずその他ということで何かありますか。

鈴木委員 さっきの定置の件だけど、今の1月31日までの延長案で一応委員会としては提案します。で、周年という意見をもっと生かしたい場合、10年後でなければその議論はできないというそういう考え方でしょうか。

議長 でしょうね。漁場計画のサイクルが途中で5年に変われば別ですけどね。

鈴木委員 ですか、課長。

加賀山課長 漁場計画は5年です。途中で見直すことはできます。

渡邊主査 はい、漁場計画が変われば免許の方も見直して変更の申請というか、申請しなおしてもらうことになります。

鈴木委員 5年になれば見直し可能かもしれませんと。

渡邊主査 そうですね。

鈴木委員 はい、わかりました。

議長 はい、他にその他で何かありますか。一道委員。

佐藤一道委員 疑問なのですが、海共第1号の飛島の後継者が0人、まあ漁場計画案には関係ないのですが、非常に心配なのですが、0人になった場合、どういうふうになるのでしょうか。

議長 最年少が68って言っていましたか。平均年齢が80くらいにいっているって。

佐藤一道委員 その海共に1人も漁業者がいなくなつた場合、何か問題が起きますか。

本間委員 飛島の漁師さんたちとこの2年間くらいちょっと交流を深めていまして、というのは、向こう、余っている漁場が結構あると。昔温海地区の方ではえ縄していた人たちからも話を聞いて、いい漁場があるということで、向こうは人数も少ないし、年齢もだいぶ高くなっているので、向こうの漁師さんに邪魔しない形で行かせてもらえないか、みたいな感じで何回か話はしているのです。それで、こっちに邪魔しないのであれば、来てもらってもいいよみたいな感じできているので、向こうにそういう漁師さんがいなくても獲れるのであればどこからでもいけますので。

議長 ただ、漁業者が全くいなくなると、お手伝いという格好で行けなくなるわけだから、そうすると、越境になっちゃうのですよね。どなたかいればその人の従業員なり履行補助者という扱いで入れるけど、全くいなくなつたらきっとまずいですよね。

伊原委員 今、本間委員の方から話があつたが、まっすぐ出れば飛島なわけだ。象潟だって同じ。象潟はもっと近い。で、飛島の漁場は利用しているが、自由漁業だから、ダメということはできない。ただ、共同漁業権漁場の行使規則内の漁具・漁法については、その人しかダメなわけだ。酒田市飛島、そこが0になると。自由漁業ならダメということはないから。

本間委員 でも皆さん元気で、もう数十年は大丈夫なのでは、後継者いなくても。

佐藤一道委員 本土の人より元気かもしれない。

議長 この間の意見の方だと、の方は70歳くらいで、自分が2番目に若いと言ってなかつたですか。

佐藤一道委員 ご自分の地区だけじゃなくて、知っている方も全員含めて後継者がいるかとかいうと、0だという話だったので。0になった場合、共同漁業権漁場がどうなるのかとか、そういうことがここで話すべきことなのか、海共の分け方をどうするかとか、どうなるのか全く想像がつかなかったので、ちょっと聞いてみました。

伊原委員 さざえの資源なんか結構あるし。

本間委員 一番は、マグロの大型魚が2トン増えたので、冬、飛島の方で獲れる確率が多いというので、そこに行きたいなと思って話をしているのですけど。

佐藤一道委員 事務手続き上、何か進めなければいけないという想定を早くしなければいけないという、なくなってしまうこと前提で話をしまっていますけれども、そういう準備というか、そういう想定はしなきゃいけないのかなと。

議長 やっぱりね、後継者養成というか、新規の事業者を飛島に行ってもらうとか、そういうことをしないと本当に海共あって漁業者なしみたいな事態というのはありますものね、あと20年もすればね。今一番若い人だって20年後に80代後半になるわけだから。

伊原委員 飛島にはえ縄、余談になるけれども、飛島の西側の方にマグロがいるけれども、飛島の北側に行くと秋田の船が多いのです。それで、許可の刺し網なんかもあるのです。法木の北側に行くといろんな制約が出てくる。ただ、西側だと深いところだけでもいなくなつた分有効に活用してもらいたい。いくらでも吹浦港に避難しても大丈夫だから。

議長 後継者どころか無人島になつたらどうすると思いますものね。今200切ったのでしょうか、島民。

佐藤一道委員 そうですね、160人くらい。

議長 まあ、空き家が目立つた気がしますよね、10年前に比べるとだいぶ。

佐藤一道委員 荒れ方も目立ちますね。

議長 ですね、解体なかなかできないですものね。そのほかに何かありますか。委員の皆さんですか。事務局より何かありますか。

事務局 次の海区ですが、2月を予定しております。2月の休市日でいきますと、10日、14日、21日とありますが、できれば前半にさせていただきたいと思っているのです。

議長 14日なら大丈夫です。

事務局 では2月14日を第1候補、2月10日を第2候補としたいと思います。

議長 ではほかにございませんね。皆さんどうも今日はお疲れさまでした。

上記のとおり第 417 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和4年12月6日

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 

委員 鈴木 重作 

委員 本間 和憲 

